

市営砂久保住宅 入居申込みのご案内 (子育て世帯向け住宅募集用)

< 申込みについての注意事項 >

◎入居申込みに当たっては、3ページの「2 入居申込者の資格」を確認の上、茨城県住宅管理センターへ申込書と必要書類を持参(R6. 3. 8締切)してください。

◎次の優先順位により入居予定者を決定します。

- ①中学校卒業前のこどもの人数が多い
- ②中学校卒業前のこどもの平均年齢が低い
- ③妊婦がいる

◎入居期限最大2年間。末子が義務教育を終了する年度末まで2年毎に延長可。収入超過者は延長不可。

水戸市 住宅政策課

水戸市営住宅指定管理者

一般財団法人茨城県住宅管理センター

目次

	ページ
募集住宅の概要	1
1. 申込みから入居までの流れ	2
2. 入居申込者の資格	3
3. 収入基準	4～6
4. 入居申込に必要な書類	7～8
5. 入居予定者の選考	9
6. 誓約書の提出と敷金の納入から入居まで	9～10
7. 入居後の注意事項	10～11
8. 市営住宅入居申込書(記入見本)	12

【申込み先及び申込みに関するお問合せ先】

水戸市営住宅指定管理者 一般財団法人茨城県住宅管理センター

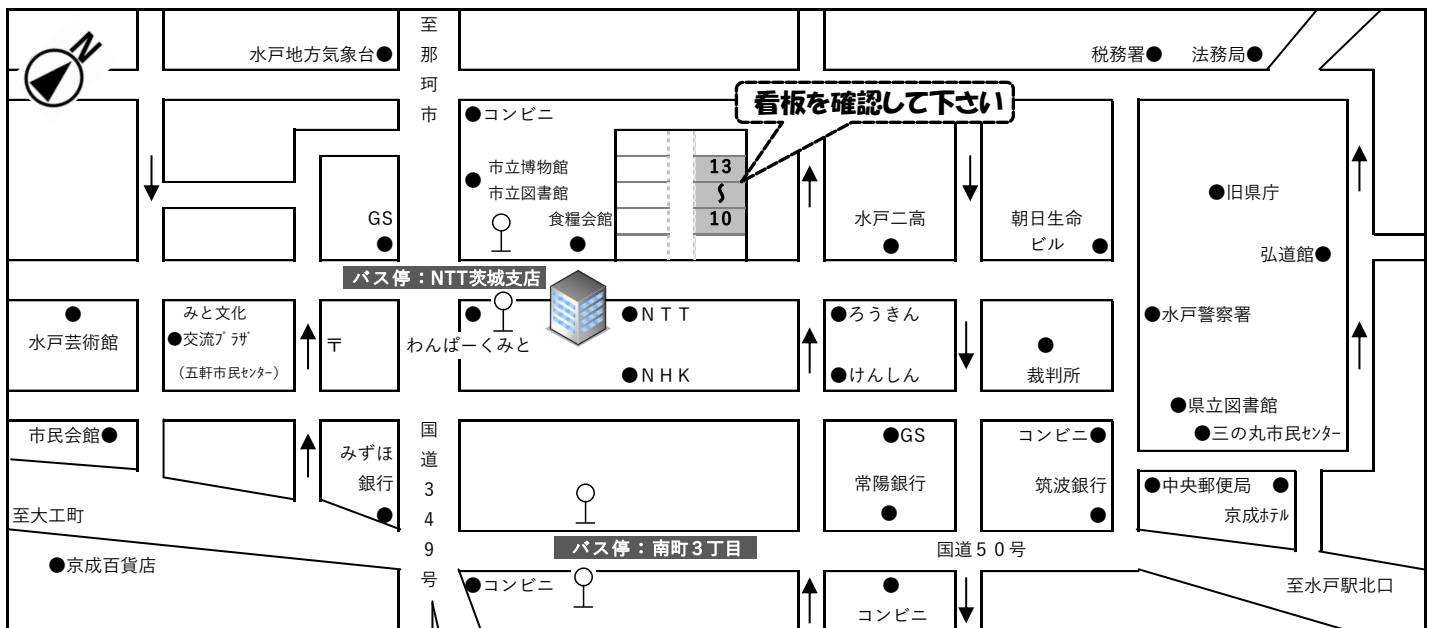
住所 〒310-0062 水戸市大町3-4-36大町ビル2階

電話番号:029-297-8360(水戸センター管理課)

受付時間:午前8:30～午後5:15(土, 日, 祝日を除く)

ホームページのアドレス <http://www.ijkc.jp/>

一般財団法人茨城県住宅管理センター案内図



【交通案内】

- ・水戸駅北口から徒歩で約20分
- ・バス利用の場合は水戸駅北口バス・ターミナルから大工町方面行きで南町3丁目下車、徒歩5分
または、水戸駅北口4番のりばから水戸市内循環線(内回り)でNTT茨城支店下車、徒歩1分

※大町ビル1階(ピロティ)の駐車場は有料となります。お車でお越しの方は、食糧会館となりの【住宅管理センター】の看板がある駐車区画【10・11・12・13】をご利用ください。

新築募集住宅の概要

1 公募の概要

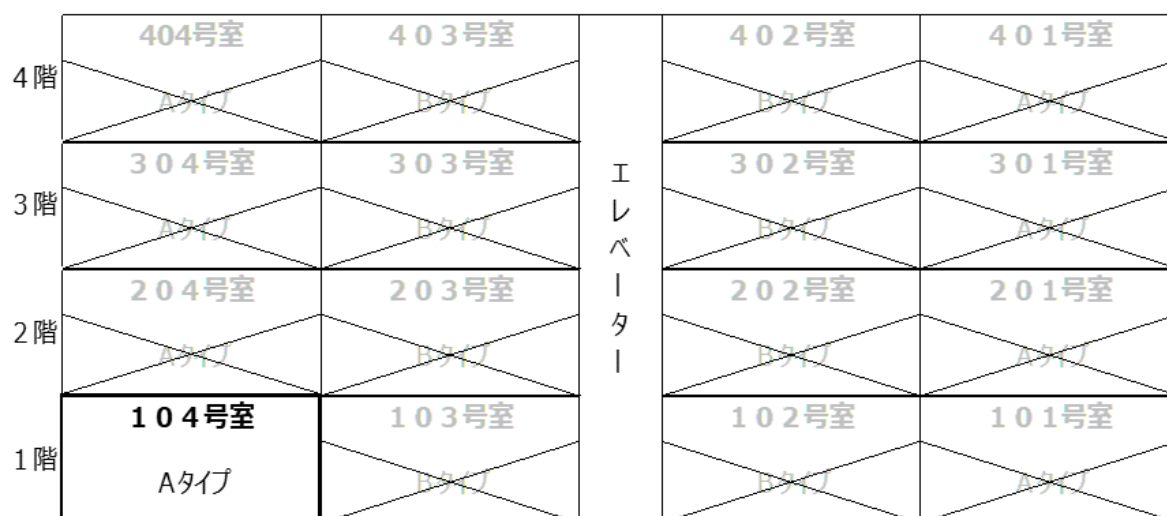
- 住宅名：市営砂久保住宅
- 所在地：水戸市新荘2丁目15番33号
- 募集戸数：1戸
- 募集期間：令和6年2月15日（木）から3月8日（金）まで
- 抽選日：令和6年3月28日（木） 14：00～
- 入居予定日：令和6年5月1日（水）

2 住宅の内容及び家賃の概要

鉄筋コンクリート 4階建1棟16戸	募集 戸数	間取り	戸当たり 住戸面積	家賃
子育て世帯用 (Aタイプ)	1戸	3LDK	64.88㎡	30,300～ 59,600円

※家賃は、世帯構成・所得により決定します。駐車場（1住戸につき1台）を利用する場合は、別途使用料として月額2,100円がかかります。※間取り図はP13を参照ください。

3 募集住戸位置図（西側から見た位置図）



4 付帯施設

- エレベーター
- 駐車場（1住戸に1台：月額2,100円）
- 自転車置場
- ごみ集積所

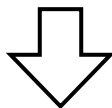
5 主な施設

- 給水：市上水道
- 電気：東京電力 40A
- ガス：都市ガス（東部ガス）
- 電話：NTT（屋内配線工事費については自己負担となります。）
- テレビ受信：共同アンテナ（地上デジタル、BS放送対応）
- 給湯設備：給湯器による3か所給湯（浴室、台所、洗面所）
- その他：ユニットバス、吊り戸棚、換気扇、エアコン取付用口（各居室）、住宅用火災警報器、カーテンレール、24時間換気設備

1 申込みから入居までの流れ

① 募集期間【 令和6年2月15日(木)～3月8日(金)※土日除く 】

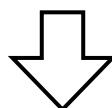
申込み資格を確認の上、申込書及び必要書類を持参し、入居資格審査を受けてください。
※お申込みについては令和6年3月8日(金)17:00までとさせていただきます。



② 優先入居者の選考及び審査結果通知書の送付

提出された書類を審査後、優先順位により入居者を選考の上、審査結果通知書を送付いたします。※優先順位1位が重複した場合のみ抽選参加券を併せて送付します。

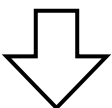
審査結果通知書が3月22日(金)までに届かない場合は、茨城県住宅管理センター(029-297-8360)にお問合わせください。※土日祝日除く



③ 抽選会【 令和6年3月28日(木)14:00～茨城県住宅管理センター3F会議室で実施 】

優先順位1位が重複した場合のみ抽選会を行います。

公開抽選により入居予定者を決定します。なお、抽選会には必ず抽選券を持参の上、ご出席ください。抽選会を欠席した場合は、申込みは無効となります。

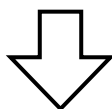


※ここから先は、入居予定者となった世帯のみとなります。

④ 誓約書等の提出【～令和6年4月12日(金)※土日除く】

必要な書類を郵送でご案内します。

必要書類を確認の上、誓約書及び誓約書に添付する書類、入居の決定に係る説明を受けた旨の確認書、お支払いされた敷金領収書のコピーを提出期限までに持参してください。



⑤ 入居説明会【 令和6年5月1日(水)10:00～茨城県住宅管理センター窓口】

入居資格審査及び誓約書等の提出で適格となった方に、入居許可書と鍵を渡して、入居に際しての手続きや注意事項等について説明します。

入居は入居予定日(令和6年5月1日)から15日以内に完了してください。

2 入居申込者の資格

申込者は、次の(1)から(8)に掲げる要件を全て備え、それを証明できる方に限ります。また、入居資格審査後に入居世帯以外で緊急連絡先を1名立てていただくことになります。(緊急連絡先については、9ページ「(1) 緊急連絡先について」参照)

(1) 小学校卒業前の子どもを含む3人以上の世帯であること。(妊婦がいる場合は2人以上の世帯)

(2) 現在住宅に困っている世帯であること。

持ち家のある方又は既に公営住宅に入居している方は、原則として申込みできません。

(3) 現に同居し、又は同居しようとする親族がいること。

ア 親族には配偶者、子などの他、婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方(住民票で「未届夫」又は「未届妻」となっている場合)及び婚約者を含みます。

なお、婚約中の申込み受付は、入居説明会(令和6年5月1日)までに入籍したことが戸籍等により確認できることが条件となります。

イ 次のように同居が不自然な場合には、申込みは認められません。

(例)・夫婦を分割して子どもと同居しようとする場合(離婚調停中の申込み受付は、入居説明会(令和6年5月1日)までに離婚が成立したことが戸籍等により確認できること、DV被害者を除く。)

・夫婦の他に両親や祖父母の一方のみと同居しようとする場合等(一方が介護施設に入所中等で同居が困難と認められる場合は除く。)

(4) 公営住宅法施行令に定める収入基準に当てはまること。(詳細については、4ページ参照)

(5) 申込み時点で市町村税を滞納していないこと。

(6) 入居者又は同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)ではないこと。

(7) 期限付入居に同意できること。

(8) 過去に公営住宅を退去し、現在その家賃等を滞納していないこと。

3 収入基準

(1) 入居申込者資格の収入基準は、次のとおりです。

世帯区分	収入月額	該当する世帯
一般世帯	158,000 円以下	裁量世帯以外の世帯
裁量世帯	214,000 円以下	ア 60歳以上の方と18歳未満の方のみの世帯 イ 申込名義人又は同居予定親族に次の方がいる世帯 身体障害者（身体障害者手帳1級～4級） 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1級，2級） 知的障害者（療育手帳を受ける程度） 戦傷病者（特別項症～第6項症，第1款症） 原子爆弾被爆者 海外からの引揚者で引き揚げた日から5年以内の方 ハンセン病療養所入所者等 ウ <u>同居者に中学校卒業前のこどもがいる世帯</u>

(2) 収入月額の計算方法は、次のとおりです。

(所得金額，同居・別居扶養親族控除額及び特別控除額は，下記(3)，(4)，(5)を御参照ください。)

収入月額＝（世帯の年間所得金額－同居及び別居扶養人数×380,000円－特別控除額）÷12か月

世帯の年間所得金額	同居・別居扶養親族控除額	特別控除額	収入月額
(円)	- 380,000円 × 人	- 円)) ÷ 12 = 円
※(3)により算出した世帯の所得金額を合算	※(4)申込名義人以外の同居予定親族数と別居扶養親族数の合計(1人につき38万円)	※(5)の該当する特別控除額を合計	※(1)の収入基準以下であること

(3) 世帯の年間所得金額

ア 次により算出した所得金額を合算します。

a 給与所得の場合

給料，賃金，賞与等の合計所得で，その額は収入金額から所得税法で規定する給与所得控除額と特定支出控除額を差し引いた金額

(源泉徴収票の給与所得控除後の金額又は課税証明書の所得金額)

なお，令和5年1月2日以降に現在の職場に就職又は転職した場合は，満額3か月以上の支給額から推定年間収入金額を算出します。

b 事業所得（営業等・農業）の場合

農業，漁業，製造業，卸売業，小売業，サービス業，その他の事業による収入

なお，令和5年1月2日以降に現在の事業又は営業を開始した場合は，事業所得等収支明細書により事業を営んだ月数の総収入金額から推定年間所得金額を算出します。

c 公的年金の収入は雑所得となります。（課税証明書の雑所得金額）

イ 次のような収入や所得は，所得金額の計算には含めません。

a 退職所得，譲渡所得等一時的な所得

b 生活保護の各種扶助，児童扶養手当，特別児童扶養手当

c 労災保険の各種保険給付，雇用保険の失業等給付及び健康保険の手当金など

d 障害（基礎・厚生）年金及び遺族（基礎・厚生）年金

e 仕送りによる収入

f 退職予定者（令和6年5月1日までに退職したことが確認できることが条件となります。）の給与所得等

(4) 同居及び別居扶養親族控除額

全ての世帯の申込名義人以外の同居予定親族と別居中の扶養親族（所得税法上の扶養親族）は，収入の有無にかかわらず，1人につき38万円を控除します。

扶養親族控除額＝（申込名義人以外の同居予定親族数＋別居扶養親族数）×380,000円

(5) 特別控除額

種 別	対 象 者 (年齢：申込み時点)	控 除 額
基礎控除	給与所得又は公的年金等に係る雑所得がある方	10万円 (所得が10万円に達しないときはその額)
老人控除対象配偶者	控除対象配偶者で、かつ年齢が70歳以上の方	1人につき 10万円
老人扶養親族控除	扶養親族(別居扶養親族を含む。)で、かつ年齢が70歳以上の方	
特定扶養親族控除	扶養親族(別居扶養親族を含む。)で、かつ年齢が16歳以上23歳未満の方	1人につき 25万円
ひとり親控除	非婚(未婚)の方または配偶者と離婚・死別等した後に婚姻または事実婚状態にない人で、生計を一にする子(48万円以下かつ他者の扶養になっていない)を有し、合計所得金額が500万円以下の方	35万円 (所得が35万円に達しないときはその額)
寡婦控除	ひとり親控除には該当せず、事実婚状態にない人で、夫と死別し、若しくは離婚した人で扶養親族を有し、合計所得が500万円以下である方	27万円 (所得が27万円に達しないときはその額)
障害者控除 (申込名義人、同居親族 又は別居扶養親族)	身体障害者手帳(3級～6級)、精神障害者保健福祉手帳(2級、3級)又は療育手帳(B、C)を持っている方	1人につき 27万円
特別障害者控除 (申込名義人、同居親族 又は別居扶養親族)	身体障害者手帳(1級、2級)・精神障害者保健福祉手帳(1級)又は療育手帳(Ⓐ、A)を持っている方	1人につき 40万円

4 入居申込に必要な書類

(1) 入居資格審査必要書類確認表

書類等の区分	申込者世帯全員の方に提出していただく必要書類の内容	確認欄
<input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票 (全部記載)	本籍・続柄等の記載のあるもの ※市町村長発行のもので、発行後3か月以内のもの (現住所と住民票記載の住所が一致していること)	
所得等の証明書	<input type="checkbox"/> 令和5年度の課税証明書 ※市町村長発行のもので、発行後3か月以内のもの (令和4年中の所得、年税額、控除及び扶養等の内訳が分かるもの) ※所得のない方も必要です。(課税証明の内訳記載で非課税のもの)	
市町村税の納税状況 (滞納していないこと) が分かる証明書	<input type="checkbox"/> 完納証明書 (未納がないことの証明) ※市町村長発行のもので、発行後1か月以内のもの ※完納証明書を発行していない市町村の方は、全税目の滞納がないことが確認できる令和5年度の納税証明書 (過年度も滞納がないこと) ※国民健康保険加入の世帯は国民健康保険税を含むもの。ただし、国民健康保険料の場合は除く。	
注)課税証明書及び納税証明書については、所得の有無にかかわらず、18歳以上の世帯全員分が必要です。 (ただし、高校生で扶養親族であることが確認できる方は除きます。)		
世帯全員の保険証のコピー	<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証, <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 (協会けんぽ・健保組合), <input type="checkbox"/> 各種共済組合の組合員証, <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証等 ※カード以外の保険証は、被扶養者欄もコピーしてください。	
<input type="checkbox"/> 申立書 (別途様式)	入居者及び同居親族が暴力団員ではないこと等の申立て	

※ 課税証明書は市町村によって呼び方が異なりますので、上記内容の記載を確認の上、取得してください。

※ 課税証明書は、令和5年1月1日に住所があった市町村等で取得してください。

上の表以外に、下表の個別の事由に該当する場合は、表中の添付書類が必要です。

個別な事由	申込者世帯の中で該当する方は全員分を提出していただく書類	確認欄
給与所得者の場合	<input type="checkbox"/> 在職証明書兼給与証明書 (市営住宅申込用) (別途様式) ※令和5年1月2日以降に就業を開始した方、又は転職した方は、現在の勤め先で裏面の支払い明細を記入してください。 ※給与支払い実績が3か月未満の場合は、見込額を含めて3か月分を記載してください。 <input type="checkbox"/> 令和5年分の源泉徴収票	
事業所得者の場合	<input type="checkbox"/> 業務開始申立書 (別途様式) <input type="checkbox"/> 事業所得等収支明細書 ※ただし、満額3か月以上の実績があること。 <input type="checkbox"/> 確定申告書の写し	
年金受給の場合	<input type="checkbox"/> 令和5年分 公的年金等の源泉徴収票のコピー	
令和4年1月2日以降に退職し現在無職の場合	<input type="checkbox"/> 退職証明書 (当時の勤務先の代表者等が証明したもの), <input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者離職票のコピー, <input type="checkbox"/> 雇用保険受給資格者証のコピー ※退職したことが確認できる上記いずれかの書類	

個別な事由	申込者世帯の中で下表の事由に該当する方のみ提出していただく書類	確認欄
退職予定の場合	<input type="checkbox"/> 退職予定証明書（別途様式） ※令和6年5月1日までに退職したことが確認できることが条件となります。 ※追加書類として、退職を証明する書類（退職証明書等）を提出のこと。	
片親世帯等の場合	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本（全部事項証明書で発行後3か月以内のもの） ※親子等で別戸籍の場合、それぞれ必要となります。（母子・父子世帯、夫婦で片親と同居する場合）	
障害者世帯の場合	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳のコピー	
生活保護世帯の場合	<input type="checkbox"/> 生活保護受給証明書 ※福祉事務所長発行のもので受給開始月及び扶助内容の記載されたもの（発行後3か月以内のもの）	
他の世帯と同居している場合	<input type="checkbox"/> 同居している他の世帯の住民票（本籍・続柄等の記載のあるもの） ※住宅困窮理由が、他の世帯と同居していて、世帯分離で申し込む場合（例えば同住所に申込者世帯とその親世帯の二世帯で同居している場合等）	
高額家賃、過密住居の場合	<input type="checkbox"/> 賃貸借契約書のコピー ※契約者、家賃、間取り等が記載されていて、契約期間中のもの。期間が切れている場合には、最近3か月分の家賃の領収書等が必要	
立退きを要求されている場合	<input type="checkbox"/> 賃貸借契約書のコピー <input type="checkbox"/> 立ち退き要求書	
持家を売却する場合	<input type="checkbox"/> 売買契約書のコピー	
婚約中で家がない場合	<input type="checkbox"/> 婚約証明書（別途様式） ※令和6年5月1日までに入籍したことが確認できることが条件。 ※追加書類として、入籍後の戸籍謄本又は住民票を提出のこと。	
離婚調停中の場合	<input type="checkbox"/> 家庭裁判所が発行する事件係属証明書 ※令和6年5月1日までに離婚したことが確認できることが条件。 ※追加書類として、離婚後の戸籍謄本を提出のこと。	
妊婦世帯の場合	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳の表紙のコピー	
その他の場合	<input type="checkbox"/> 現況に関する申立書や現況写真、各種証明など	

※入居資格審査必要書類の他に、入居予定世帯の状況により必要書類の追加を求められることがありますので、あらかじめご了承ください。

※第三者に書類を作成してもらう場合（在職証明書兼給与証明書・退職証明書等）には、間違いに注意してください。→鉛筆で記載された書類や修正液等で訂正した書類では、申込みできません。また、フリクションボールペン（消えるボールペン）は使用しないでください。記載漏れや押印漏れがないのかも必ず確認してください。

※茨城県住宅管理センターへ来所する際には、念のため申込者の印鑑（認印）を持参するようにしてください。

5 入居予定者の選考

優先順位で入居予定者を決定します。なお、審査結果は通知します。通知が令和6年3月22日（金）までに届かない場合は、茨城県住宅管理センターまでご連絡ください。

優先順位：①中学校卒業前のこどもの人数が多い

②中学校卒業前のこどもの平均年齢（令和6年5月1日時点）が低い

③妊婦がいる

上記の優先順位が同じ場合は、抽選にて入居予定者を決定します。

抽選会は、令和6年3月28日（木）の14時00分から茨城県住宅管理センター3階会議室にて行います。

また、応募多数の場合は、優先順位の2～5番目までの方を補欠者とします。

補欠者の有効期限は令和6年4月30日（火）までとなります。

6 誓約書の提出と敷金の納入から入居まで

入居予定者と認められた方は、緊急連絡先を記入した誓約書及び誓約書に添付する書類、入居の決定に係る説明を受けた旨の確認書、お支払いされた敷金（家賃の3か月分）の領収証書のコピーを令和6年4月12日（金）までに茨城県住宅管理センターへ持参してください。

(1) 緊急連絡先について

◎緊急連絡先とは

緊急連絡先は、安否、事故、火災、及び水漏れなどの緊急時に入居者と連絡が取れない場合に、連絡するためのものです。

◎緊急連絡先の要件

緊急連絡先は、緊急時に必ず連絡を取れる方である必要があるため、原則として、民法に定める親族(3親等以内)としてください。また、緊急連絡先の氏名などは、本人の自署で記入してください。ただし、親族(3親等以内)を緊急連絡先とすることが難しい場合には、ご相談ください。

(2) 誓約書に添付する書類

ア 緊急連絡先の方の身分証明書の写し

※運転免許証、パスポート、身体障害者手帳・精神障害者保険福祉手帳・療育手帳、在留カード、健康保険証、年金手帳など、住所・氏名・生年月日の分かるもの

イ 入居予定者の家系図（別途様式）

※6親等程度まで分かる範囲で記入してください。

ウ 緊急連絡先変更に係る誓約書

(3) 入居の決定に係る説明を受けた旨の確認書

入居期限があることなどの説明を受けたことを書面で提出していただきます。

(4) 入居説明会（令和6年5月1日(水)10時00分に実施予定）

- ア 入居許可書，鍵を渡します。
- イ 入居に当たっての注意事項や入居してから守っていただく事項などを説明します。

(5) 入居

- ア 入居期限は，令和8年3月31日となります。
- イ 令和6年5月1日から15日以内に入居してください。
- ウ 居住の有無にかかわらず，令和6年5月1日から家賃が発生します。

7 入居後の注意事項

(1) 家賃

家賃は収入に応じて毎年，見直しされます。

家賃は**毎月末日**（休業日のときは翌営業日，12月は25日）までに，その月分を納付していただきます。なお，納付に当たっては，**口座振替**を利用すると便利です。

※家賃を滞納した場合には，住宅を明け渡していただくことがあります。

(2) 家賃の減免

家賃の減免（減額）制度については，入居説明会の際に説明いたします。詳しくは，茨城県住宅管理センターまでお問合せください。

(3) 収入申告の提出

家賃は収入に応じて毎年，見直しされます。そのため，毎年7月頃に，翌年度の家賃の額を決定するために必要となる収入申告を行っていただくこととなっております。

収入申告では，「収入申告書」とともに，**当年度の課税証明書などを添付して提出していただくこととなりますが，提出されない場合や添付書類に不備がある場合には，近隣の民間住宅と同程度の家賃（以下「近傍同種の住宅の家賃」という。）をいただくこととなりますので，ご承知おきください。**

(4) 収入基準額を超えた場合

市営住宅に3年以上居住し，かつ，一般世帯の場合は15万8千円（裁量世帯の場合は21万4千円）を超える収入を有する方は収入超過者となり，住宅を明け渡すよう努力する義務が生ずるとともに，本来の家賃の他に，収入分位や収入超過者になってからの期間に応じた金額が加算されます。

さらに，5年以上入居し，かつ，31万3千円を超える収入を有する方は高額所得者となり，近傍同種の住宅の家賃を支払っていただくとともに，速やかに住宅を明け渡す義務が生じます。

(5) 入居期限(2年)

期限満了時点で義務教育を終了していないこどもがいる場合は，2年又は末子の義務教育が終了する年度末まで2年毎に延長することができます。ただし，収入基準額を超えた場合は延長が認められません。

※ 延長時には，入居申込み時と同様の手続きが必要となります。

(6) 家賃以外の支出

家賃のほか、次のような経費がかかります。

- ア 駐車場使用料
- イ 外灯、階段灯、共同アンテナブースター、エレベーター等の電気代（自治会で費用を徴収し、管理）
- ウ 共用水道の水道料（自治会で費用を徴収し、管理）
- エ 自治会費
- オ その他

(7) 禁止事項

市営住宅は共同生活の場ですので、次のことを禁止しています。守っていただけない場合、住宅の明渡しを請求することもありますので、十分にご注意ください。入居後は、団地内の他の居住者と円満な共同生活をしてください。

- ア 周辺の環境を乱し、又は他人に迷惑を及ぼす行為を行うこと
- イ **動物（犬・猫・鳥類等）を飼育すること（盲導犬については、ご相談ください。）**
- ウ **決められた場所以外に駐車すること**
- エ 不正行為による入居、又は住宅を他の者に貸し、若しくは入居の権利を他の者に譲渡すること
- オ **家賃等を滞納すること**
- カ 無断での住宅の様式替えや増築を行うこと
- キ 住宅又は共同施設を故意にき損すること
- ク 正当な理由によらないで15日以上住宅を使用しないとき
- ケ 住宅を住宅以外の目的で使用すること
- コ 入居者又は同居者が暴力団員であること

(8) 共同生活における自主運営

快適な団地をつくり、明るく楽しい団地生活を営んでいただくために、入居者の組織として自治会（又は町内会）が組織されており、団地内の清掃・草刈等、入居者が団地生活を快適に過ごすための重要な役割を果たしています。入居者は、自治会に加入し、住みよい団地づくりにご協力ください。

(9) 住宅を退去する場合

退去予定日の15日前までに、茨城県住宅管理センターに『市営住宅返還届』を提出していただきます。

また、破損箇所の修繕、汚れ箇所の清掃など、入居者の負担により元どおりに直していただきます。なお、住宅の返還日については、修繕が完了したことを確認した日となります。

記入見本

市営住宅入居申込書
(市営砂久保住宅募集用)

受付年月日		受付番号	-
		係員	

水戸市長 様

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

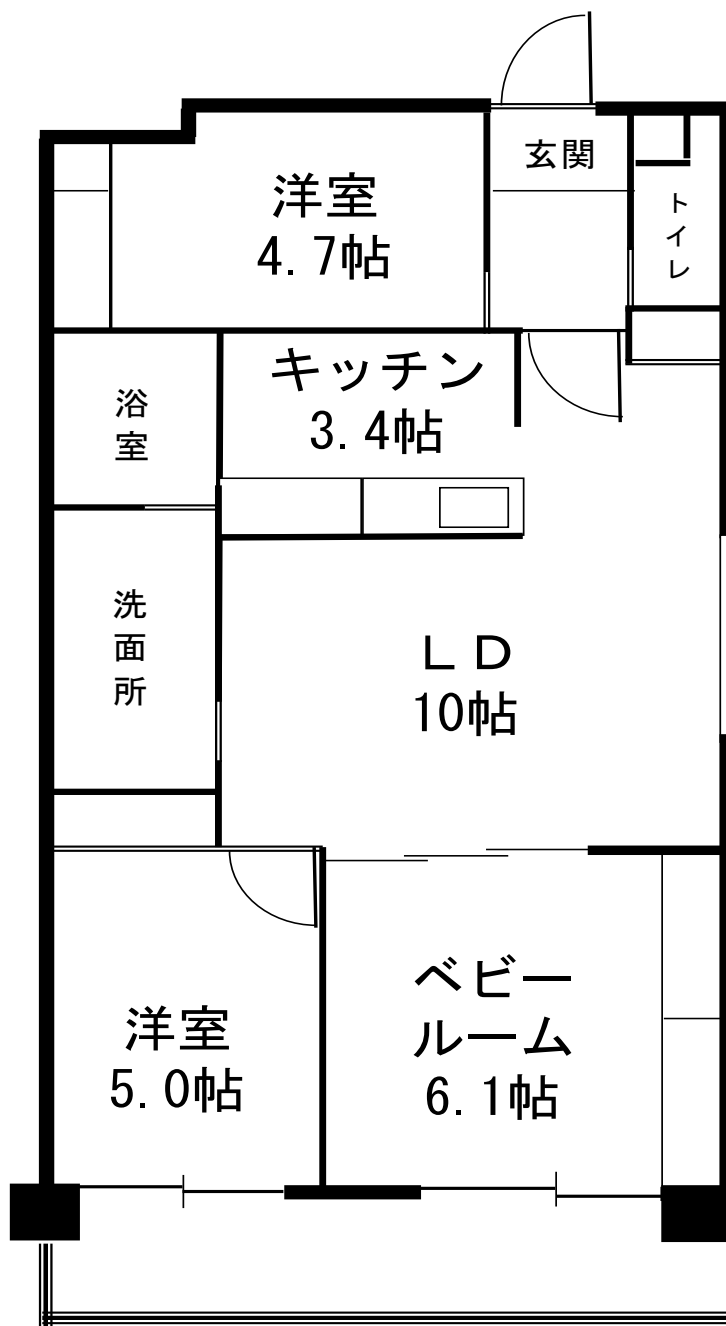
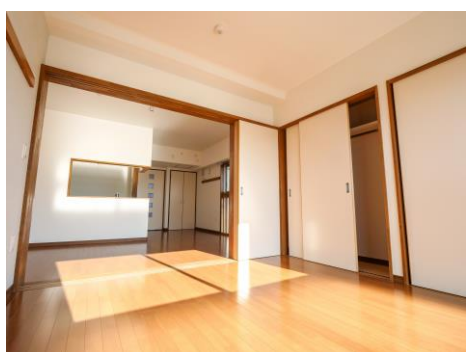
氏名 **水戸 太郎**
(携帯電話 **000-0000-0000**)

市営住宅の入居を下記のとおり申込みます。
なお、この申込みに虚偽の内容があるときは、申込みを無効とされても異議はありません。

希望住戸	市営砂久保住宅				備考	
申込者	現住所	〒 311-1111		電話 029-000-0000		
		水戸市 中央 1-1-1				
申込者	勤務先所在地	〒 311-2222		電話 029-111-1111		
		水戸市 三の丸 1-2-3				
区分	続柄	フリガナ氏名	生年月日	年齢	勤務先等	
申込者の親族	同居予定親族	1 本人	水戸 太郎	SO.O.O	42	〇〇株式会社
		2 妻	水戸 梅子	SO.O.O	39	主婦
		3 長男	水戸 一郎	HO.O.O	10	〇〇小学校
		4 長女	水戸 花子	HO.O.O	8	〇〇小学校
	5					
その他の扶養親族	1	ご入居をご希望される世帯員全員の 名前等をご記入ください。				
	2					
妊婦の有無	<input type="checkbox"/> 有 (氏名 <input type="checkbox"/> 無	住宅困窮の事情を○で囲んでください。 原則、持家のある方や公営住宅に入居している方は申込みできません。				
住宅困窮事情(該当するものを○で囲んでください。)						
1 住宅以外の建物又は場所に居住			現況に関する申立書			
2 保安上危険又は衛生上有害な住宅に居住			現況に関する申立書			
3 他の世帯と同居しており生活上不便			(世帯数) (人数) (居室数) (畳数) 同居している他の世帯の住民票の写し			
4 住宅がないため家族と別居中			家族全員の住民票の写し			
5 過密な住環境			(居室数) (畳数) 建物賃貸借契約書の写し			
6 立退き要求			建物賃貸借契約書の写し、立ち退き要求書			
7 遠距離通勤			片道通勤距離 km, 所要時間 時間 分			
8 高額家賃			家賃(月額) 70,000 円 建物賃貸借契約書の写し			
9 婚約中だが家がない			結婚予定日 年 月 日 婚約証明書			
10 その他						

注 1 申込みは、1世帯1住戸に限ります。
2 ※の欄は、記入しないでください。

写真及び間取り図



Aタイプ

※部屋の号室により反転タイプの場合もあります。